

岩手県告示第 126 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（下水道）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 水沢区秋葉町、西町、宮下町、袋町、中町、南町、天文台通り、星が丘町、福吉町、西上野町、東上野町、中上野町、山崎町、中田町、台町、泉町、朝日町、花園町一丁目、花園町二丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、東大通り一丁目、東大通り二丁目、東大通り三丁目、東中通り一丁目、東中通り二丁目、太日通り一丁目、太日通り二丁目、太日通り三丁目、字南丑沢、字赤土田、字不断町、字川口町、字北栗林、字立町、字堀ノ内、字勝手町、字柳町、字三本木、字寺脇、字寺小路、字大町、字表小路、字搦手町、字川原小路、字上町、字久田、字日高西、字横町、字日高小路、字虚空蔵小路、字吉小路、字新小路、字田小路、字大畑小路、字東町、字袋町、字道合、字大橋、字川端、字堰合、字桜屋敷西、大鐘町一丁目、大鐘町二丁目、大鐘町三丁目、南大鐘一丁目、字桜屋敷、字龍ヶ馬場及び卸町並びに佐倉河字五反町、字鑑田、字東柳ノ町、字後田、字前田、字石橋、字川原田、字慶徳及び字曾根並びに真城字熊ノ堂、字堤根、字大学、字町北浦、字小荒、字北塩加羅、字搦手及び字片字沢並びに姉体町字樋ノ口、字小庄、字稗田下及び字小水ノ口並びに羽田町字久保、字宝生、字堀ノ内、字寺前及び字下屋敷の全部並びに字北丑沢、字多賀、字中城、字八反町、字高綱、字名残、字長町、字小石田、字聖天、字水山、字土器田、字寺領、字後田、字釜田、字北田、字内匠田、字谷地明円、字斎の神、字笹森谷地、字森下、字福原、字町裏、字外谷地、字高屋敷、字南大鐘、真城が丘一丁目、真城が丘二丁目及び真城が丘三丁目並びに佐倉河字向川原、字西上川原、字上谷記、字館下、字根岸、字清水下、字笹町、字仙人、字沢田、字百目木、字東鍛冶屋、字嶋館、字矢中、字蟹沢、字後樋、字東沖ノ目、字羽黒田、字後野、字東広町、字杉ノ堂、字東高山、字西沖ノ目、字松堂、字塚の腰、字観音堂、字西塚及び字北宮田並びに真城字沼尻、字寺後、字垣の内、字町屋敷、字町南、字東鶴巻、字刈又、字南塩加羅、字幅下、字杉山下、字北上野、字中道、字雷神、字迎畑、字北下田、字向田、字北野、字上野及び字浜田並びに姉体町字原ノ西、字北余目、字林前、字水ノ口前、字南白山、字小槻、字南新田下、字五百刈田、字宿、字天神林、字八幡、字林前及び字寺ノ西並びに羽田町字向畑、字麦屋、宝柳木、字室ノ木、字栗ノ瀬、字中袋、字並柳、字明正及び字小屋敷の一部（別紙図面のとおり。）
- 江刺区男石一丁目、銭町、六日町、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊田町三丁目、杉ノ町、男石二丁目、男石三丁目、八日町一丁目、八日町二丁目、中町、大通り、西大通り及び南大通り並びに岩谷堂字松長根、字耳取及び字南八日市並びに愛宕字観音堂沖、字梁川、字境畑、字桜ノ木及び字東下川原の全部並びに川原町、南町、本町、館山及び栄町並びに岩谷堂字内ノ町、字根岸、字高畑、字五道ヶ辻、字館下、字北八日市、字二本木、字一本松、字向山、字目割沢、字川原崎、字御所橋、字中堰、字下苗代沢、字新地野堰上及び字小境並びに愛宕字前中野、字後中野、字谷地、字海老島、字中谷木、字西下川原、字宿、字馬場先、字八日市及び字池向の一部（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。